

## 開発条件

都市再生機構では、城野分屯地跡地処理計画策定協議会（福岡財務支局、福岡県、北九州市、）（以下「協議会」という）での協議を踏まえて、城野地区の開発にあたり守るべき条件を以下のとおり定めております。

なお、土地譲受事業者は、以下によるほか必要に応じて適宜、北九州市等と協議してください。

### 1. 城野駅北地区地区計画の遵守

土地譲受事業者は、都市計画法に基づき定めている「城野駅北地区地区計画（平成25年9月9日付北九州市告示第361号）」を遵守してください。

なお、建築物等の形態又は、意匠の制限など地区計画に適合しない場合には、北九州市が開発許可の不許可及び必要な措置をとるような勧告を行う場合があります。

### 2. まちづくりの配慮

土地譲受事業者は、協議会が策定した「城野地区まちづくり基本計画」、「城野ゼロ・カーボン先進街区まちづくりガイドライン」、「城野駅北地区におけるタウンマネジメント計画」、「城野ゼロ・カーボン先進街区景観形成基本方針」、「整備条件」に配慮し、開発してください。

### 3. 北九州市との基本計画協定の締結

土地譲受事業者は、土地譲渡契約締結後、6カ月以内に「事業計画書」を作成し、上記2の「低中層住宅エリアにおいて整備条件とする事項」について北九州市から「基本計画協定」を締結することが求められます。

### 4. その他

土地譲受事業者は、その他開発にあたっての諸規則により協議が必要となる場合には、条例並びに要綱等に従い、関係機関と協議してください。